第1条~第17条 省略

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。

現行

2 省略

第19条~第31条の4 省略

(設置の免除)

- 第31条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に 定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用 防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置 しないことができる。
 - (1) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーへッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
 - (2)~(5) 省略

(6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

以下省略

第1条~第17条 省略

(避雷設備)

第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準</u> 化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。) に適合する ものとしなければならない。

改正案

2 省略

第19条~第31条の4 省略

(設置の免除)

- 第31条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に 定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用 防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置 しないことができる。
 - (1) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)~(5) 省略

- (6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (7) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

以下省略